

## ～ 活動報告 ～

### 平成21年度法科大学院インターンシップ（冬季）

国際協力部教官

森 永 太 郎

#### 第1 国際協力部における法科大学院インターンシップの目的・実施手法等

法務総合研究所国際協力部では、平成20年度より大学院生のインターンシップを受け入れて、開発途上国に対する法制度整備支援業務の一部を体験してもらうこととしている。平成20年度には試験的に1回実施したにとどまったが、平成21年度は人事院が実施する「霞が関インターンシップ」の一環としてインターン生を受け入れ、今回のものを含めて法科大学院向けに夏季と冬季の2回、そして公共政策大学院向けに1回、合計3回のインターンシップを実施した。

これらのインターンシップは、参加する学生らに国際協力部教官の業務の一部を体験させることにより、法制度整備支援業務に対する理解を深めてもらうとともに、外国の法制度や法概念に触れることによって、法制度やその運用に関し、幅広い視野と柔軟な思考を身に付けてもらうことに主眼を置いている。参加する学生らにとっては、外国の法制度に関する講義や議論を聞き、比較法的な考え方を知ることにより、いわば反射的な効果として、自国法によって立つ原理や原則を改めて問い直すことができ、自国法への理解が一層深まるというメリットがある。一方、国際協力部としても、大学院生が法制度整備支援に興味を持つことによって、将来法制度整備支援に携わる可能性のある人材のすそ野が広がるという効果がある。国際協力部では、このようなインターンシップを今後とも継続していきたいと考えている。

#### 第2 平成21年度法科大学院インターンシップ（冬季）の概要

今回のインターンシップは、当初、参加者を5名とする予定であったが、7名の応募があり、志望動機などから、いずれも意欲のある学生であると考えられたので、応募者全員を参加させることとした。内容については、これまでと同様に、国際協力部の主要業務の一つである、支援対象国から研修員を招へいして行う、いわゆる「本邦研修」に参加させることを柱とし、本邦研修での議論を理解するための助けとし、かつ、法制度整備支援業務一般についても若干の知識を得させるために予備的な講義を設定した。さらに、国際協力部教官の重要な業務である対象国の法制度及び法運用の状況分析作業を一部経験するという観点から、本邦研修参加を踏まえた課題を出題し、これについてレ

ポートを作成させた。

研修の概要は次のとおりである。

- 1 実施期間 平成22年3月1日～5日
- 2 実習場所 法務省法務総合研究所（赤れんが棟）
- 3 インターン生
  - (1) 慶応義塾大学院法務研究科 2年 松倉香純
  - (2) 東京大学法科大学院 3年 近内 淳
  - (3) 同 2年 松田浩道
  - (4) 同 2年 木澤愛子
  - (5) 法政大学法科大学院 2年 林 直子
  - (6) 明治大学法科大学院 2年 中山裕美
  - (7) 同 2年 渡部洋江
- 4 日程 別添日程表参照
- 5 実習内容

(1) 講義・講話

本邦研修傍聴及び問題点分析に当たって必要な予備知識を習得させる目的で、法制度整備支援実務に関する講義及び講話を実施した。

(2) ベトナム本邦研修傍聴

研修2日目全日と、研修4日目の午後、「ベトナム行政訴訟起草本邦研修」のうち、同プロジェクトの国内支援委員会である「ベトナム裁判実務改善共同研究会」の座長である同志社大学法科大学院の村上敬一教授を中心に行われた「行政訴訟法草案検討会」にインターン生を同席させ、村上教授とベトナム最高人民裁判所から派遣された研修員らとの間の議論を傍聴させた。この本邦研修の実施状況、結果等については別稿に譲るが、この研修は、現在進行中の「JICAベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト」の活動の一環として、カウンターパートの一つであるベトナム最高人民裁判所が現在手掛けている行政訴訟法の起草作業を支援するために、同裁判所のチャン・ヴァン・トゥ副長官以下10名の裁判官等を研修員として招へいし、実施されたものである。

6 テーマ（課題）

インターン生に与えた課題は次のとおりである。最終日に各インターン生にレポートを提出させた。

「ベトナム行政訴訟法草案検討会における議論を傍聴し、合計2,000字以内で、①日本の行政訴訟には存在するが、ベトナムの行政訴訟には存在しないと思われる法的な概念あるいは考え方を一つ指摘し、②なぜそれに注目したのか、その理由を述べ、③その概念が今後のベトナムの行政訴訟にとって必要なものか否かについて、自分の考えを、その理由とともに論じてください。」

## 7 配付資料等

ベトナム行政訴訟法草案の検討会を傍聴し、課題に取り組むに当たっての参考とさせるため、インターン生には、ベトナム憲法及びベトナム民事訴訟法の条文のほか、最高人民裁判所が作成した行政訴訟法案、最高人民裁判所が今回の本邦研修に先立って送付してきた検討すべき論点の一覧などの参考資料を配付した。

## 第3 実施結果・所感

既に法制度整備支援に興味を抱いており、多少の予備知識を持って臨んだ学生が多かったこともあってか、いずれの参加者も最後まで飽きることなく、熱心に取り組んだように見受けられた。

今回のテーマ設定は、統治機構や法制度の原理や構造も、また基本的な法概念も日本とは大きく異なる国において、国民が行政を相手に争訟を行う行政訴訟の制度を構築するとなると、これを支援する日本としては、どのような制度や概念をいかなる形で推奨することができるかという、法制度整備支援活動の根本的な部分にも及ぶ問題が含まれており、学生らにとっても学ぶところが多かったのではないかと思う。行政訴訟法は、学生らも法科大学院のカリキュラムの中で学ぶテーマであろうし、題材としては比較的イメージしやすいもので、その面では分かりやすかったと思われるが、対象国が社会主義法制を維持しているベトナムであったため、学生らはふだんは接することのない権力集中制や職権主義的訴訟構造を基本とするベトナムの考え方に多少戸惑ったところもあったかと思われる。

しかし、このように、自国とは全く原理の異なる法制の一端を垣間見たことは、インターン生らにとっては新鮮な驚きと刺激になったようである。最終日にインターン生らに感想を聞いた際も、また、後日、人事院あてに各インターン生から提出された「実習成果報告書」の中でも、多くの学生が「今まで当然のことだと思っていた法的概念と正反対の概念も、それはそれできちんと成立して、法制度として機能していくのだということに一番の衝撃を受けました。」、あるいは、「これまで当然に認められるべき理念・原則であると考えていたものが、実はある思想を根本とする原理の一つでしかないこと、自国と異なる原理を用いている国の制度が、決して劣っているわけではないことなどに気付くことができました。」などと述べ、素直にその驚きを表していた。

そして、インターン生らは、単に驚いただけではなく、ベトナムの制度や考え方に接することによって、更に一歩進んで、ベトナムとは異なる原理や原則に立脚している我が国の制度の存在理由について考えてくれたようである。このように、未知の原理や制度を知ることにより、翻って自国の採用する原理原則や制度に対する理解を深めるということは、一種の比較法学的な学習方法であり、今回のようなインターンシップの重要な目的でもある。例えば、今回出題した課題に取り組む中で、複数のインターン生は、本邦研修のセッションで出てきた、「行政処分」という概念が、ベトナム行政訴訟法に存在しないことを挙げていたが、恐らく、このこと考えることによって、日本法の行政

訴訟において、「行政処分」という概念がなぜ必要なのか、この概念が實際上どのように機能しているのか、なぜ裁判も学説もあれほど「行為の処分性」にこだわり続けるのかについて、これまで以上に明確なイメージを持つことができ、行政訴訟についての理解が更に進んだことであろう。学生らが聞きなれない議論に翻弄<sup>ほんろう</sup>されながらも、外国法制に照らして自国の法制を見つめ直し、これに対する理解を更に深めるきっかけをつかむことができたとしたら、今回のインターンシップは成功であったと評価してよいと考える。この点、今一度インターン生らの感想を見てみると、「今後どのように法律を勉強していけばよいか、見通しが良くなったと感じている。外国の人に日本法を説明するには、非常に基礎的な制度や概念について、歴史的、文化的、社会的な差異を踏まえながらしっかりとその存在理由を説明することが大切になる。」、「今回、ベトナムの法制度について学習することで、これまで無意識のうちに当然と考えてきた日本の法制度についての理解も深まったように思います。」などと述べられており、少々我田引水的ではあるが、おおむね成功したことが表れていると考える。

余談になるが、インターン生らは、本邦研修に参加したベトナムの裁判官らとの交流も十分楽しんでくれたようである。ベトナム側研修員らは、最高人民裁判所の副長官や、同裁判所裁判理論研究所所長等を含む高位の裁判官らであるにもかかわらず、実に気さくな人柄の方々ばかりであり、インターン生に対しても非常に暖かく接してくださった。インターン生らは、ベトナム側研修員との交流の中で、率直な会話をすることができ、彼らの自国の法制度改革への熱い思いに接して感銘を受けたようである。このような経験も、インターン生らに法律の勉強を続ける意欲を新たにさせ、さらには、法制度整備支援への関心を高めさせることにつながったと思われる。

わずか5日間の短いインターンシップであったが、これが何らかの形で参加した学生にプラスに作用し、彼らの中から将来我が国の法制度整備支援を背負って立つ人材が出てくれれば、インターンシップを企画実施した者の一人として、これに勝る喜びはない。

学生諸君の今後の活躍を祈る。

## 第2回霞が関法科大学院生インターンシップ日程表

於：法務省赤れんが棟

月 日	曜	10:00  12:30	14:00  17:00	備考
3 /月 1		講義 「ベトナムに対する法整備支援の概要」 森永教官 第1セミナー室	あいさつ・講話 赤根部長 第1セミナー室	
3 /火 2		ベトナム行政訴訟法起草研修傍聴 「行政訴訟法草案検討会」 村上敬一教授 共用会議室	ベトナム行政訴訟法起草研修傍聴 「行政訴訟法草案検討会」 村上敬一教授 共用会議室	
3 /水 3		講義 「ベトナムの統治機構・法制度」 森永教官 第1セミナー室	講義 「ベトナムの裁判制度」 森永教官 第1セミナー室	
3 /木 4		質疑応答 森永教官 第1セミナー室	ベトナム行政訴訟法起草研修傍聴 「行政訴訟法草案検討会・質疑応答」 村上敬一教授 共用会議室	
3 /金 5		課題検討・レポート作成 森永教官 第1セミナー室	課題検討・レポート作成 森永教官 第1セミナー室	課題提出・解散